



# 行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会  
発行人 井上超由／編集人 奥野慎太郎  
所在地 滋賀県行政書士会館  
〒520-0056  
大津市末広町2-1 (JR大津駅前徒歩1分)  
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606  
E-mail : shigakai@gyosei-shiga.or.jp  
URL : http://www.gyosei-shiga.or.jp/

## 令和2年度を振り返って

会長 井上 超由

### 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度は、滋賀会においても、前年度から発生した新型コロナウイルス感染症への対応に追われた一年でした。この感染症については、社会に対応不要論から完全ロックダウン論まで様々な見解のある中、特定の主張を恣意的に採用して会の運営を進めるわけにはいきません。そこで、滋賀会としては、基本的に国や県の公式な方針に沿って対策を進めてまいりました。

新型コロナウイルスへの対応については本紙2月10号の内記副会長「止めない歩み」でも報告しましたが、会議や研修会をオンラインで開催したり、相談会について飛沫防止のアクリル仕切り版の設置、3密の回避やアルコール消毒の徹底等の対策を講じました。

### オンライン研修及びオンライン会議

研修会や会議はWeb会議システムのZoomで開催できるように滋賀会として環境を整備し、この結果、研修や会議にオンラインで参加された会員も多くいらっしゃったことと思います。

企画部では、本年2月に講師も事務所から参加する完全オンライン研修も実施しました。この方法が今後普及しますと、遠方の外部講師への依頼も容易になり、場合によっては海外在住の講師にも依頼することも可能になるのではないかと考えられます。

新型コロナウイルス感染防止対策からはじまった滋賀会のオンライン研修や会議ですが、多くの会員から時間を有効に活用しつつ研修等に参加できたという好意的なご意見をお聞きしており、本年度においても、オンラインでの研修会や会議を事業計画に入れております。研修会等について、人の集合を避けなければならない場合を除き、会場での参加の機会の確保は継続して行っていく予定ですが、皆様におかれましては、オンラインでの開催の際は、なるべくオンライン受講へのご協力をお願いいたします。

### 新型コロナウイルス感染症関連の各種支援策に係る協力

令和2年7月から滋賀県の「新型コロナウイルスワンストップ相談窓口」の運営を受託し、令和2年中は常時2

名、令和3年から現在までは常時1名の行政書士が電話相談に対応、相談者の要請に応じて出張によるサポートも行っております。

その他、県内商工会への行政書士の相談員としての紹介、日行連の「中小企業等支援施策に関する電話相談」の実施、中小企業庁の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金における事前確認への協力、(一社)全国生活衛生同業組合中央会からの生活衛生関係営業に従事する事業者への日行連を通した支援要請への対応等を進めてまいりました。

### 行政手続のデジタル化、押印廃止、議会請願について

令和2年に国主導で始まった押印廃止は、原則として令和2年中に政省令や告示の改正が終了し、法律で規定された押印についても、行政手続の押印廃止も含んだ「デジタル社会形成関係整備法案」が4月6日に衆議院を通過したところです。国は地方公共団体にも押印廃止を依頼しており、その結果、滋賀県においても、3,386件の手続および申請等の中で3,162件が押印廃止済または廃止予定となっています。

押印廃止にともない真正な申請が担保されなくなり、なりすましによる申請等の危険性が高まります。そこで滋賀会は、滋賀県議会に対して「滋賀県に提出する許認可や届出等の申請書及び届出書（電子申請を含む）に、行政書士の代理人欄を設けていただきたい。」旨の請願を行いました。この請願は令和3年2月17日に受理され、令和3年2月定例会議において、全会一致で採択されました。そして、滋賀県議会から知事に、請願の処理経過および結果の報告が依頼されているところです。

行政手続のデジタル化にともない、電子申請の様式に行政書士の代理人欄等が設けられていないと、未資格者によるなりすまし申請等を防止できませんし、行政書士自身も資格者による申請であることが明らかにできないことになり、責任を持った対応ができなくなります。

今後も、滋賀会として行政手続のデジタル化に対して、様々な対応を継続してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。